

じん けん  
**人権かわさきイニシアチブ**  
じん けん そん ちょう とも い しゃ かい  
～人権を尊重し、共に生きる社会をめざして～ 概要版



- 平成12(2000)年12月、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定に合わせて「川崎市人権施策推進指針」を策定しました。また、平成19(2007)年2月、同法の規定に基づき「川崎市人権施策推進基本計画」を策定し、人権施策を総合的に推進してきました。
- そして、平成27(2015)年3月、これまでの施策を基本としながら、人権関連の法律・条例の整備状況や新たな人権課題などを踏まえ、計画を改定しました。
- 計画には、人権施策を市が率先して推進することを示すため、新たに「人権かわさきイニシアチブ」というタイトルを掲げるとともに、計画の基本原則となる「前文」を導入し、基本理念に「平等と多様性(ダイバーシティ)の尊重の推進」を掲げました。
- 計画期間 平成27(2015)年4月～平成38(2026)年3月

# 川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」前文

昭和23(1948)年12月10日、第3回国連総会において世界人権宣言が採択されました。同宣言は「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」ことを謳い、その後に発展する国際人権保障制度の土台を築きました。こうして、国連では、同宣言採択後、国際人権規約をはじめとして、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者権利条約などが作成されてきました。このように定立されたグローバルな人権基準は、条約ごとに設置された委員会や国連総会・人権理事会などを通じて、その実施状況を国際的に監視されるようになっています。世界人権宣言が謳い上げた理念は、66年たった今も継承され、さらなる制度的な発展を続けています。

日本国憲法は、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」であり、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」と定め、さらに、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規はこれを誠実に遵守すること」を定めています。国際協調主義を掲げた憲法の下にあって、国際人権規約など日本が締結した人権諸条約は、基本的に日本の国内法としての効力を与えられており、日本の国内において、憲法とともに市民の人権を保障するものとなっています。

憲法や条約に定められた人権は私たち一人ひとりのものであり、身近なところで活かされなければ本来の意義を失ってしまいます。私たちが日常生活を営む場は例外なく地方自治体の中にあります。川崎市は、人権が尊重される社会を実現する現場の最前線としての責務を強く意識して、差別と闘う当事者や市民からの主体的な働きかけを受け止めながら、多くの人権施策に取り組んできました。

21世紀の深まりとともに、経済のグローバル化が進み、地域や職場における人ととのつながりが希薄化し、さらに非正規雇用が増加するなど、人権に関わる新たな課題が増えてきています。こうした変容する社会情勢を受けて、人権を尊重し、共に生きる社会を築くため、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映させる必要性はますます高まっています。

川崎市は、東京オリンピック・パラリンピックや川崎市制100周年を見据えて、新たな時代状況に対応するため、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する「川崎らしい」人権施策を、平等と多様性(ダイバーシティ)を尊重しながら推進していくことを決意し、ここに、川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」を策定します。

# 施策体系図 第1部～第3部

## 前文

- 人権を尊重し、共に生きる社会を築くため、あらゆる施策へ人権尊重の視点を反映させる必要性は高まっている
- 一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を平等と多様性（ダイバーシティ）を尊重しながら推進することを決意

## 基本理念

- 1 国際的な視点に立った人権意識の形成
  - 2 あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止
  - 3 連携協働による人権施策の推進
- 1 あらゆる施策への人権尊重の視点の反映
  - 2 平等と多様性（ダイバーシティ）の尊重の推進
  - 3 人権尊重教育と普及活動の推進
- 1 人権擁護の推進
  - 2 人権施策の推進体制の充実
- 1 市民団体等との連携協働の推進
  - 2 事業者等との連携協働の推進

## 基本目標

- 1 市民一人ひとりが尊重され、生き生きと暮らすことができるまちづくり
  - 人権感覚豊かな地域社会づくりには人権意識の普及が必要
  - 人権の大切さを市民共通の意識として形成する
- 2 差別や偏見のない、優しさにあふれたまちづくり
  - 人権問題を社会問題と捉え、「差別をしない・させない」という当事者感覚が必要
- 3 互いの歴史や文化を理解し、共に生きるまちづくり
  - 国籍、民族、文化の違いを豊かさとして活かし、多文化共生社会をめざす
- 4 市民、事業者、市が共に取り組む人権尊重のまちづくり
  - 地域、学校、企業、団体等との連携を通じた人権問題の解決が重要
  - 「心のバリアフリー」を進め、ダイバーシティのまちづくりを目指す

## 第1部

## 5つの柱 施策の方向(20)

- 1 人権教育の推進
  - 1-1 保育園・幼稚園・学校における人権教育の推進
    - (1)人権尊重教育の推進
    - (2)多文化共生教育の推進
    - (3)相談・救済に関わる校内体制の整備
  - 1-2 生涯学習における人権教育の推進
    - (4)人権尊重教育の推進
    - (5)意見表明・参加がしにくい人への支援
    - (6)市民の主体的な人権学習への支援
- 2 人権意識の普及
  - 2-1 人権意識の普及活動の推進
    - (7)市民への人権意識の普及
    - (8)事業者、団体等への人権意識の普及
  - 2-2 事業者、団体等の普及活動への支援
    - (9)事業者、団体等による人権学習・研修への支援
- 3 人権研修の充実・推進
  - 3-1 人権尊重のまちづくりを担う職員等の育成
    - (10)教職員の豊かな人権感覚の育成
    - (11)体系的な研修プログラムによる職員の育成
  - 3-2 より専門的な人権研修の推進
    - (12)専門分野の従事者への研修の推進
- 4 相談・救済、自立支援の充実
  - 4-1 相談・救済、自立支援の充実
    - (13)相談・救済体制の強化
    - (14)自立支援の充実
  - 4-2 相談・救済、自立支援を行う団体等との連携強化
    - (15)関係団体・関係機関との連携
- 5 連携協働による取組の推進
  - 5-1 市民、事業者の参加の促進
    - (16)市民の参加の促進
    - (17)事業者の参加の促進
  - 5-2 関係団体、関係機関との連携協働の促進
    - (18)市民活動への人権の視点の醸成
    - (19)関係団体・関係機関とのネットワークの強化
    - (20)関係団体への支援

## 第2部

## 12の分野別施策

- 1 「川崎市子どもの権利に関する行動計画」
- 2 「川崎市男女平等推進行動計画」
  - 女性の権利尊重
  - 子どもの人権の尊重と権利保護の推進
- 3 「川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」
  - 安心して暮らせるまちづくり
  - 高齢者が住み慣れた地域で
- 4 「かわさきノーマライゼーションプラン」
  - 障害者の自立と共に生きるまちづくり
- 5 同和問題への取組
- 6 「川崎市多文化共生社会推進指針」
  - 外国人市民の人権施策の充実
  - 暮らせる医療体制の構築
- 7 「川崎市ホームレス(野宿生活者)の暮らしをめぐる問題への取組」
  - 住み慣れた地域で健やかに
- 8 「川崎市地域医療計画」
  - ホームレス(野宿生活者)の暮らしをめぐる問題への取組
- 9 拉致問題への取組
- 10 「川崎市自殺対策総合推進計画」
  - 性的マイノリティの人々の人権
- 11 「川崎市自殺をめぐる問題への取組」
- 12 「様々な市民の権利の尊重と差別の撤廃」

## 第3部

## 施策体系図 第4部

### 計画の推進

#### 川崎市人権施策推進基本計画 「人権かわさきイニシアチブ」

5つの柱  
20の施策の方向

反映  
調整

12の分野別施策  
(各局基本計画・行動計画)

検  
査  
・  
策  
・  
進  
推  
進

意見  
・  
助  
言

#### 進行管理

「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議」  
で各部局間の連絡調整を図りながら、人権  
施策を総合的に推進。

- 毎年度、所管課による自己評価を実施。
- 事業等の取組状況について、「川崎市人権  
施策推進協議会」に意見・助言を求める。

#### 府内連絡調整組織

川崎市  
人権・男女共同参画推進連絡会議  
[構成員:全局(室)区長]  
人権及び男女共同参画関連施策の総合的な推進

幹事会  
[構成員:全局(室)区課長級職員]  
人権・男女共同参画関連施策の  
実務的事項の研究・協議

各種調整会議  
分野別施策の  
具体的な推進・調整

推進部会  
基本計画の進行管理

#### 施策の検討・協議組織

川崎市人権施策推進協議会  
[構成員:学識経験者、関係団体、市民]  
計画の実施その他人権擁護のために  
必要な事項の調査審議

連携

#### 関係団体・関係機関との連携

連携協働による人権施策の推進

川崎市

市民・事業者等

#### 川崎市人権施策推進基本計画 「人権かわさきイニシアチブ」

概要版

平成27(2015)年3月



川崎市 市民・こども局 人権・男女共同参画室

KAWASAKI CITY

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

☎ 044-200-2316 ☎ 044-200-3914 ☐ 25zinken@city.kawasaki.jp

💻 <http://www.city.kawasaki.jp/250/soshiki/4-2-0-0-0.html>

川崎市 人権男女共同

検索